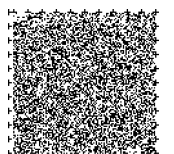


**第3部 障害福祉サービス等の
提供体制確保の方策
(第4期新宿区障害福祉計画)**



第1章 障害福祉計画の背景

1 障害者自立支援法♦の成立とその改正

障害者福祉施策は、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行によって大きな変革を迎えました。障害者自立支援法は、①身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスの一元化、②区市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、③安定的な財源の確保、④障害者の一般就労の推進、⑤支給決定の透明化・明確化などを通じて、障害者が地域で安心して暮らすための体制づくりを目指し、施行されました。

一方で、同法については利用者負担を応益負担としたことなど、さまざまな課題が指摘されることになりました。平成 21 年度からはじまった障害者制度改革の動きを受けて、同法は平成 22 年 12 月に一部が改正され、①利用者負担の応能制度への見直し、②障害者の範囲に発達障害♦が含まれることの明確化、③地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、④同行援護の新設などの改革が行われました。

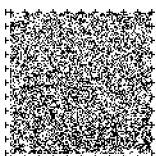
2 障害者総合支援法♦の成立

平成 24 年 6 月には、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が成立しました。同法では、①障害者の範囲に難病等を加えること、②重度訪問介護の対象拡大、③ケアホームのグループホーム♦への一元化などの改革が行われました。同法は平成 25 年 4 月から順次施行（一部施策は平成 26 年 4 月施行）されるとともに、法の施行後 3 年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について検討することとされています。

区は、地域の障害者に最も身近な自治体として、一連の制度改正に的確に対応するとともに、児童福祉法に基づくサービスなど、障害者総合支援法に規定される以外の各種サービスについても必要な施策を充実していきます。

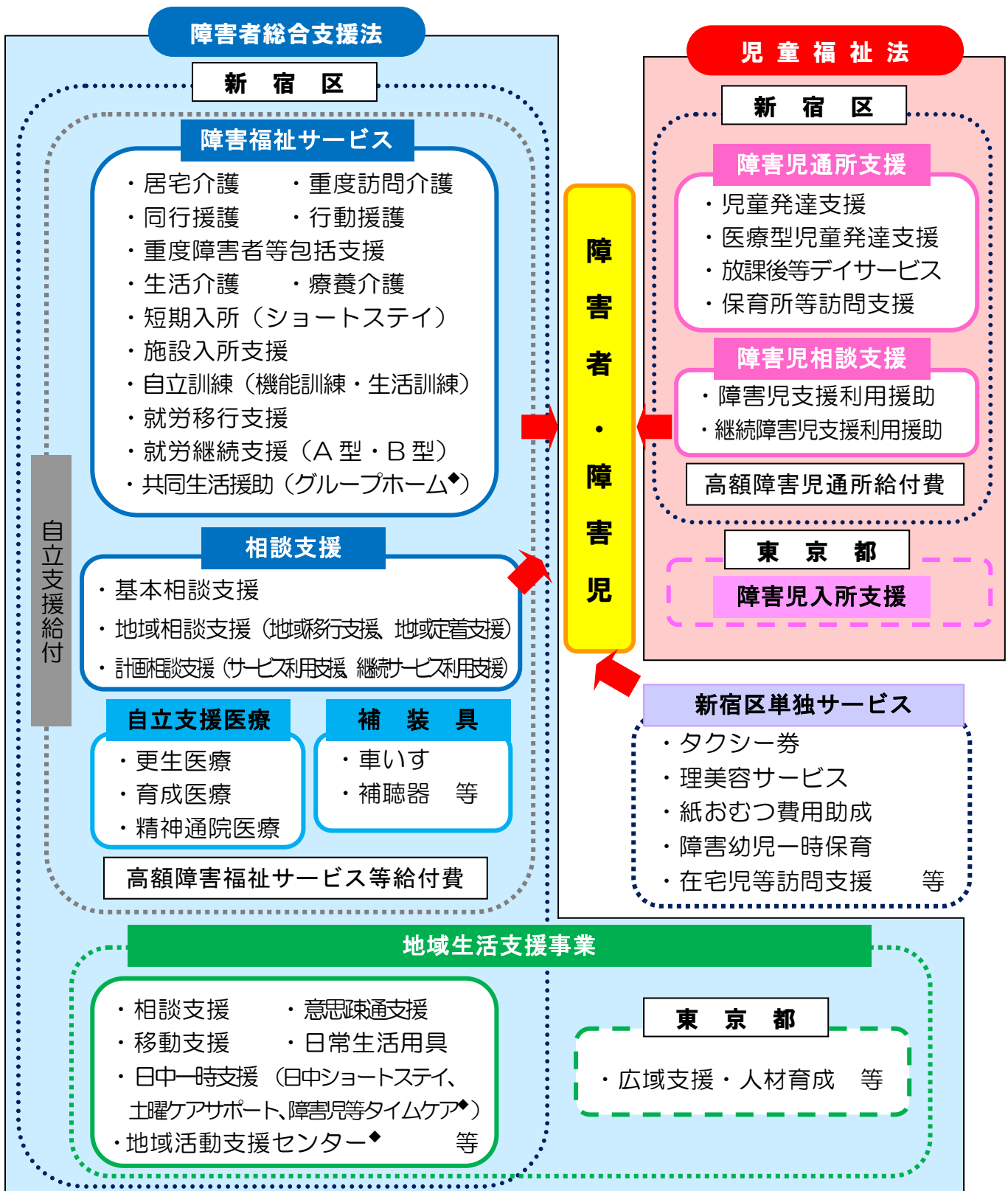
3 第 4 期新宿区障害福祉計画の策定

区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 19 年 3 月の第 1 期新宿区障害福祉計画の策定以来、通算 3 期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、平成 27 年度から平成 29 年度末に向けて、障害者施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第 4 期障害福祉計画を策定しました。



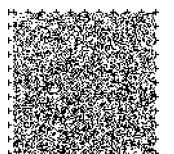
4 障害者・児を対象とした福祉サービスの体系

障害者・児を対象とした障害者総合支援法[◆]、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の区単独事業を含めています。



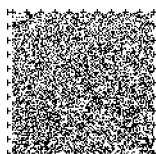
第3部 障害福祉サービス等の提供
体制確保の方策 第4期障害福祉計画

第1章

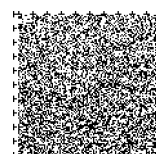


◆ 障害者総合支援法◆のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型）	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
		就労継続支援（B型）	就労や生産活動の機会の提供を行います。
		共同生活援助 (グループホーム◆)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

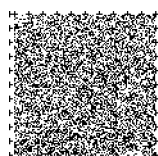


区分	サービス名	サービス内容
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画◆案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。	
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。	
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。	



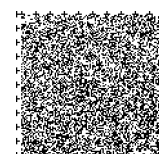
◆ 障害者総合支援法◆のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センターの機能強化事業、居住サポート事業を行っています。
	成年後見制度◆利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣、区役所手話通訳者設置等、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるように移動を支援します。
	地域活動支援センター◆事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム◆ 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	巡回入浴	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴者及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中ショートステイ（日中一時支援）	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	土曜ケアサポート（日中一時支援）	区内に住所を有する生活介護事業の利用者を対象に、土曜日の日中活動の場を提供するサービスです。
	障害児等タイムケア◆（日中一時支援）	小中高校生等の障害のある子ども等を対象とした放課後や夏休み等、長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。
	緊急保護居室確保（障害者虐待防止対策支援）	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。
障害支援区分認定等事務（介護給付費等認定審査会）	障害支援区分認定等事務に要する経費を区が国及び都から補助を受ける事業です。	



◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で、障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害児通所給付費を支給します。



第2章 サービス提供体制整備の基本的な考え方

平成 29 年度までのサービス提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

個別のサービス提供体制確保への取組については、詳しくは「第4章 平成 29 年度までのサービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」をご覧ください。

◆ 訪問系サービスを必要とする人に行き届くよう充実させます

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

◆ 希望する障害者に対する日中活動系サービス及び短期入所事業を充実させます

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

◆ 居住の場としてのグループホームの充実を図ります

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障害者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。また、保護者の高齢化に伴う需要も見込まれるため、グループホームの充実を図っていきます。

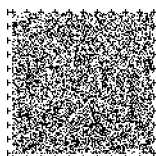
◆ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。合わせて就労の安定的な継続や雇用の福祉的就労（就労継続支援 A 型）の拡大についても推進していきます。

◆ 区内の入所施設の機能の充実を図ります

地域におけるニーズを把握し、必要な入所施設の機能の充実を図ります。区内に設置される入所施設には、短期入所事業や日中活動系サービスによる支援などを行うことにより、入所者のみならず、在宅障害者も対象とした地域生活支援機能を担う施設としての充実を図ります。

サービスの質の向上には経営の安定が不可欠であるため、2 所の入所施設に対しては運営費の補助を行っていきます。

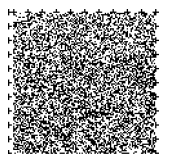


◆ 相談支援の提供体制を確保します

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

◆ 障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します

障害のある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「新宿区次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害のある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。



第3章 第4期新宿区障害福祉計画の成果目標・活動指標 ■

1 成果目標

区は、国の示した障害福祉計画作成に関する基本指針の改正内容を踏まえ、第4期新宿区障害福祉計画では次の3つの目標を掲げ、重点的にサービス体系の整備を行います。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 平成26年度末の施設入所者のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を、10名とします。
- (2) 平成29年度末の施設入所者総数について、平成26年度末の施設入所者から4名減少することを目指します。

◎第3期障害福祉計画における実績

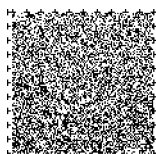
第3期障害福祉計画においては、平成17年度末に福祉施設に入所していた189名の身体・知的障害者のうち、20.1%にあたる38名が地域での生活が送れるよう環境を整備するという目標を立てましたが、実績は22名となり、目標に対して58%の達成率にとどまりました。これは、入所者の多くが高齢や重度の方、重複障害の方であり、地域で自立した生活を新たに始めるには困難性が高かったためと分析しています。この傾向は、これからも続くと考えられます。

◎国が示す基本指針

国は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、基本指針)」において、障害者支援施設入所者の地域生活への移行を進め、入所者数が減少することを掲げています。

◎区の現状を踏まえた第4期障害福祉計画の目標

区においては、障害の重度化や家族の高齢化に対応し、地域で生活を継続できるようにという区民からの熱い要望を受け、平成20年に定員10名の新宿けやき園、平成26年度末に定員45名のシャロームみなみ風という2所の入所施設を区内に整備してきました。グループホーム♦では対応が困難な方など、入所による支援が不可欠である障害者について勘案する必要があります。入所者数は、一時的に212名に増加する見込みです。



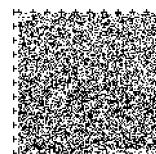
国の基本指針では平成 25 年度末の入所者を把握したうえで、平成 29 年度末までに地域移行する人数と、平成 29 年度末の入所者総数を一定程度減少することを目標として設定するとしていますが、区では目標値の起点を平成 26 年度末の入所者数 212 名とします。

区は、第 4 期の目標として、平成 29 年度末時点の地域生活移行者は平成 26 年度末入所者数のうち 10 名、入所者総数は平成 26 年度末入所者数から 4 名減少することを目指します。

◎区内の入所施設の展望

区内の入所施設は、入所者の生活の質に配慮するとともに地域生活への移行の支援を念頭に置き、かつ、地域に対し開かれた社会資源としての役割を求められます。新宿げやき園、シャロームみなみ風いずれも全室個室、10～12 名程度のユニット形式とし、各ユニットは可能な限り小規模な設定としています。

シャロームみなみ風では、日中活動として生活介護、自立訓練（生活訓練）のほか地域移行支援・地域定着支援を展開します。また、施設併設のカフェレストランのスタッフとして働くことも活動に取り入れた就労継続支援（B 型）を実施するなど、施設のハード・ソフト双方を活用した支援により、入所者の地域移行の実現を目指していきます。さらに、地域の障害者のサービス等利用計画♦の作成を行うことで、入所者への支援にとどまらない、地域に根差し、開かれた総合的なサービスの拠点としての機能を期待しているところです。



目標 2 地域生活支援拠点の整備

平成 29 年度までに地域生活支援拠点を整備します。

◎国が示す基本的な指針

国の基本指針によれば、第4期障害福祉計画では、「サービス提供体制整備」の一環として、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を区市町村、障害福祉圏域ごとに、平成 29 年度末までに整備することが新たに求められています。グループホーム[◆]又は入所施設にこれらの機能を付加した地域生活支援拠点の整備を図る、若しくは地域における複数の機関が分担して機能を担うこと（面的な整備）が想定されています。国の示している地域生活支援拠点のイメージ図は、以下のとおりです。

◎区の現状を踏まえた第4期障害福祉計画の目標

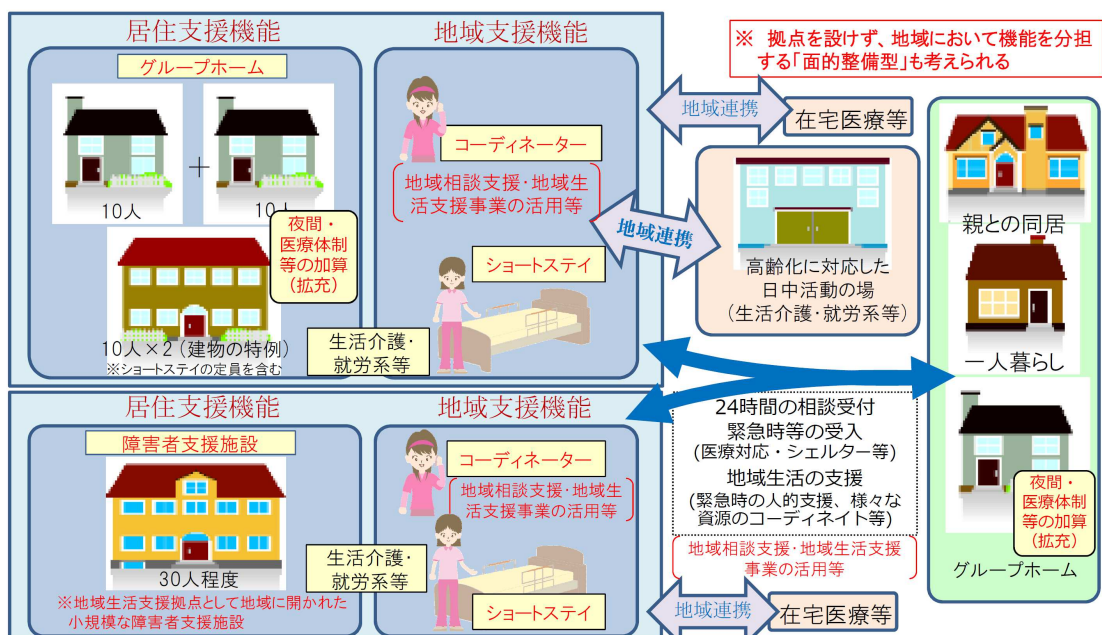
区では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会の場を用いて、関係機関が参画して検討していきます。

入所施設シャロームみなみ風及び精神障害者を対象とした宿泊型自立訓練等を行う区立障害者生活支援センターについて、地域生活支援拠点としての機能を付加した整備を目指します。区の基幹相談支援センターや区立障害者福祉センター等の社会資源と連携した面的な整備も合わせて検討を行います。

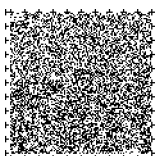
≪イメージ図≫

障害者・児の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討



目標3 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

- (1) 平成29年度末までに重層的就労支援体制において一般就労者数を年間73名以上とします。
- (2) 平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を60名以上とします。
- (3) 就労移行率が2割以上の区内の就労移行支援事業所を平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。

◎第3期障害福祉計画における実績

平成25年度にはすでに、区の障害者就労支援事業活用による移行も含めて障害者就労支援施設等から58名の方が一般就労に移行しており、第3期計画期間末までの一般就労の年間目標値42名に対し、138%の達成率になっています。

◎区の現状を踏まえた第4期障害福祉計画の目標(1)

区は、障害者就労支援施設*からの移行に限定せず、障害者の一般就労者数を平成29年度末までに年間73名以上とすることを目標設定します。区の障害者就労支援事業の実施機関である新宿区勤労者・仕事支援センターでは、離職中の中途障害者等、障害者就労支援施設に在籍していない障害者で支援を希望する方に対しても就労支援を積極的に行っており、その数は増加傾向にあります。

近年は、障害者雇用促進法の改正の効果もあり、障害者の一般就労は比較的堅調です。障害者就労支援施設からの一般就労移行も順調です。第4期計画においてもこれらの実績を踏まえ、障害者就労支援施設と障害者就労支援事業の支援を併用して受けることを始めとする重層的支援体制を継続していきます。

◎区の現状を踏まえた第4期障害福祉計画の目標(2)

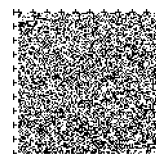
第4期より、「就労移行支援事業所の利用者数」及び「就労移行支援事業所を活用して、一般就労に移行される方についての移行率」の目標を定めます。

区内では、就労移行支援事業所は、平成24年度の1か所から、現在では9か所に増加し、平成25年度末の利用者数は44名です。多様な経営主体による事業所の新規参入が多く、支援内容も千差万別です。区は、就労移行支援事業所の利用者数を44名から60名まで増加することを目指します。

◎区の現状を踏まえた第4期障害福祉計画の目標(3)

一般就労への移行率3割が国の基本指針であることを各事業所に示し、移行率が2割以上の事業所が全体の5割以上になるよう、より積極的に一般就労への移行に取り組むよう促していきます。

※ 障害者就労支援施設とは、主に就労移行支援事業所及び就労継続支援(A型・B型)事業所を指しています。

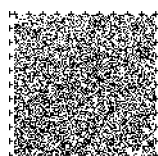


2 活動指標

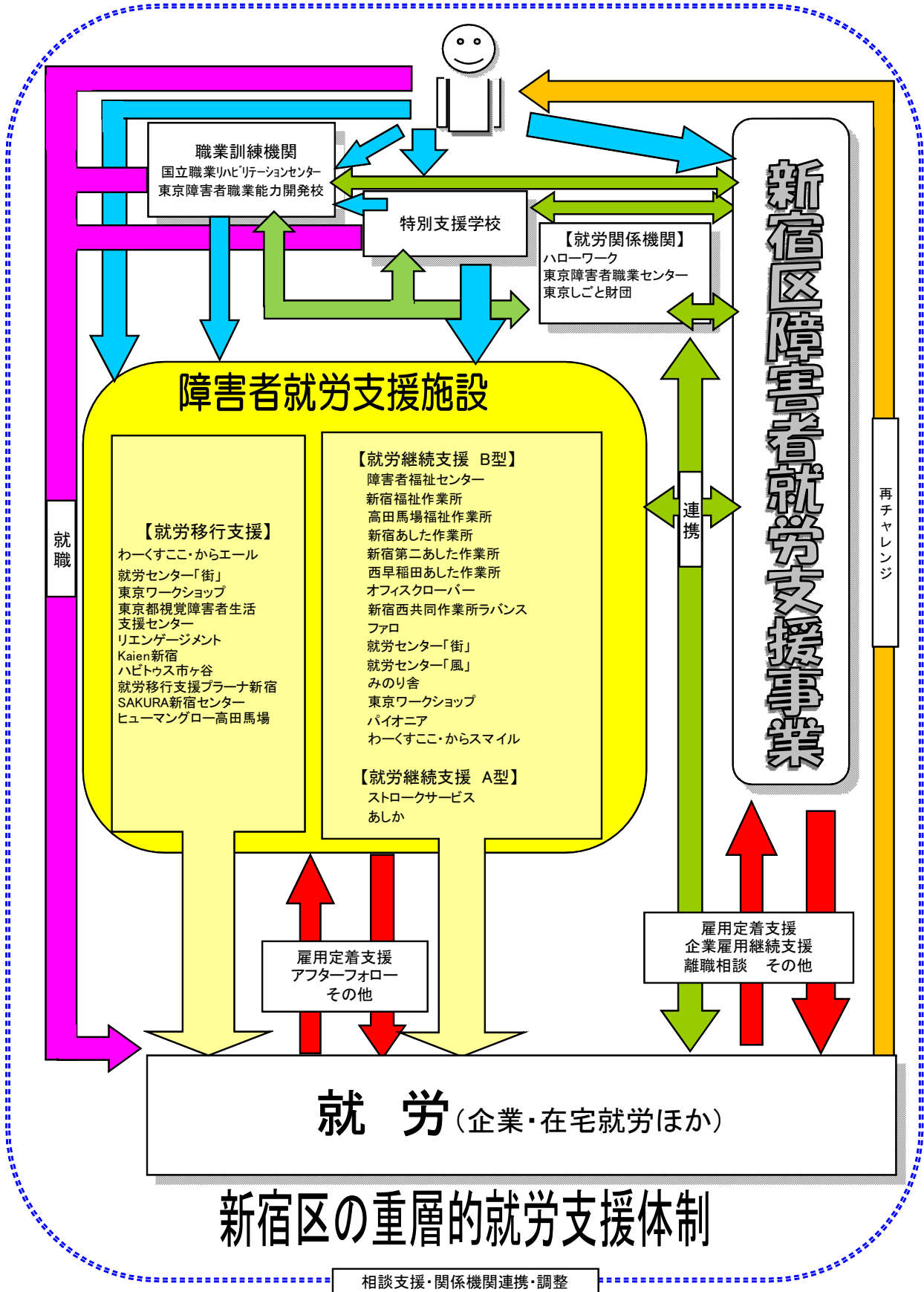
活動指標とは、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに定期的に分析・評価していきます。具体的にはP126以降のサービスの必要量の見込と実績との差を分析します。

成果目標	活動指標として用いる項目
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護の利用者数・利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数・利用日数 ○就労移行支援の利用者数・利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数・利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数・利用日数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
2 地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○シャロームみなみ風での地域生活支援拠点機能の整備※ ○区立障害者生活支援センターでの地域生活支援拠点の機能の整備※
3 障害者就労支援施設等から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援の利用者数・利用日数 ○障害者就労支援事業所から一般就労への移行者数※（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）

※ P126以降にサービスの必要量の見込の記載がない項目については適宜調査等を実施し、進捗状況を把握します。

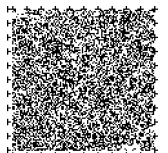


新宿区障害者就労支援ネットワーク



第3部 障害福祉サービス等の提供
体制確保の方策 第4期障害福祉計画

第3章



第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

1 第4期計画におけるサービス必要量見込等について

第4期計画では、第3期計画までの実績を踏まえ、平成29年度までのサービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策を定めています。数値による必要量の見込の設定になじまないサービスについては、サービス提供体制確保の方策ではなく、これからの取組を記載しています。

2 「障害福祉サービス」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策

平成29年度までの「障害福祉サービス」の必要量の見込及び第3期の実績（平成25年度まで）は以下の一覧表のとおりです。

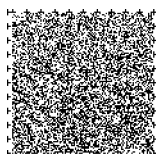
P128から、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

- ◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。
- ◎ 通所施設等については、利用者数 × 1か月あたりの利用日数を示しています。

◆第3期実績値等（障害福祉サービス）

平成26年度推計値は5月の数値を基に算出しています。

	平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度 (推計値)	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	496人	12,632時間	506人	12,176時間	504人	12,185時間
2 重度訪問介護	42人	12,398時間	37人	11,357時間	36人	11,136時間
3 同行援護	96人	2,416時間	105人	2,720時間	109人	2,709時間
4 行動援護	2人	141時間	1人	136時間	1人	136時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	313人×19.2日		316人×19.3日		317人×19.7日	
7 自立訓練（機能訓練）	3人×20.7日		5人×16.2日		6人×14.5日	
8 自立訓練（生活訓練） 【宿泊型自立訓練】	27人×16日 【4人×29日】		32人×13.8日 【5人×23日】		32人×14.4日 【5人×23日】	
9 就労移行支援	44人×13.5日		47人×15.4日		53人×15.2日	
10 就労継続支援（A型）	15人×16.2日		20人×17.2日		23人×16.3日	
11 就労継続支援（B型）	455人×15.3日		461人×14.3日		474人×14.3日	
12 療養介護	25人		25人		25人	
13 短期入所 （ショートステイ）	68人×6.5日		80人×6日		83人×6.5日	



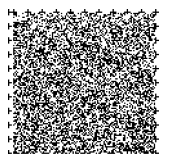
	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (推計値)
14 共同生活援助 (グループホーム◆)	66 人	73 人	165 人 ※
15 共同生活介護 (ケアホーム)	86 人	94 人	— ※
16 施設入所支援	180 人	178 人	212 人
17 計画相談支援 【セルフプラン作成】	7 人 【0人】	123 人 【229人】	378 人 【1,297人】
18 地域移行支援	4 人	2 人	3 人
19 地域定着支援	0 人	0 人	3 人

※平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。

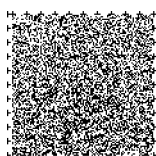
◆第 4 期必要量見込 (障害福祉サービス)

第 3 期実績等とは番号のずれが生じています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
1 居宅介護	505 人	12,197 時間	505 人	12,245 時間	506 人	12,275 時間
2 重度訪問介護	36 人	11,136 時間	36 人	11,136 時間	36 人	11,136 時間
3 同行援護	116 人	2,872 時間	123 人	2,971 時間	130 人	3,112 時間
4 行動援護	1 人	136 時間	1 人	136 時間	1 人	136 時間
5 重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
6 生活介護	334 人×20 日		340 人×20 日		344 人×21 日	
7 自立訓練 (機能訓練)	6 人×15 日		7 人×15 日		7 人×15 日	
8 自立訓練 (生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	60 人×15 日 【15 人×28 日】		66 人×15 日 【15 人×28 日】		72 人×15 日 【15 人×28 日】	
9 就労移行支援	55 人×16 日		57 人×17 日		60 人×18 日	
10 就労継続支援 (A型)	33 人×16 日		36 人×16 日		40 人×16 日	
11 就労継続支援 (B型)	494 人×14 日		499 人×14 日		504 人×14 日	
12 療養介護	25 人		25 人		25 人	
13 短期入所 (ショートステイ)	81 人×7 日		87 人×7 日		91 人×7 日	
14 共同生活援助 (グループホーム◆)	177 人		184 人		193 人	
15 施設入所支援	212 人		210 人		208 人	
16 計画相談支援 【セルフプラン作成】	年間 利用者 数	509 人 【1,139 人】	782 人 【903 人】	846 人 【874 人】		
17 地域移行支援		3 人	3 人	4 人		
18 地域定着支援		3 人	3 人	3 人		

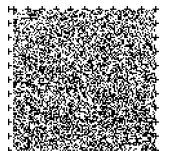


1 居宅介護			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (5) (11) (12)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
		505 人	12,197 時間	505 人	12,245 時間	506 人
現状と課題	<p>年齢や特定疾病の該当などの理由で介護保険サービスの対象者となる方には、介護保険の訪問介護を優先して利用することになる制度です。介護保険と併給しての利用も増えてきており、利用者数については横ばいから微増の状況が見込まれます。また、利用する時間に関しては、介護保険に移行または併給の利用者の利用時間の減少から、ほぼ横ばいの状況になると考えられます。</p> <p>今後の難病患者等の対象者拡大に伴い、家事援助等のサービス利用の増加が予想されます。</p> <p>介護保険との併給に関しては、障害の特性及び状況に即し、介護支援専門員と協力し、ケアプランに基づいて必要性を勘案し対応しているとともに、介護保険の関係機関や介護保険事業所等に対して、連絡会や研修等を通して、障害福祉サービスの理解を進めています。</p> <p>介護保険制度の改正に伴い、介護保険との併給に関しても影響が予想されることから、介護保険制度の推移を見守る必要があります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>難病患者等のサービス利用については、医療状況の確認を丁寧に行い、対象者やサービス提供事業所に対し、周知啓発を行っていきます。</p> <p>今後も介護保険の関係機関や介護保険事業所等に対して、連絡会や研修等を通して、連携を深め、障害福祉サービスの理解を進めていくとともに、介護保険制度の改正の情報収集に努めていきます。</p> <p>介護保険利用者の居宅介護サービスの併給に関しては、今後も介護支援専門員を中心に、介護保険の関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整えていきます。</p>					



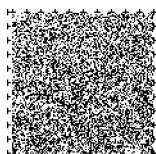
2 重度訪問介護			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
		36 人	11,136 時間	36 人	11,136 時間	36 人
現状と課題	<p>重度訪問介護は、利用者の障害の状況や報酬等の関係から、利用者数の変動はあまりありませんが、寝たきり等の重度の障害者が利用することを想定したサービスであり、介護保険利用者への支給決定が増えていきます。介護保険との併給に関しては、障害特性及び状況に即し、介護支援専門員と協力しケアプランに基づいて必要性を勘案し対応しています。今後も一定の需要があると考えられます。</p> <p>身体障害者に対するサービス提供事業所は、平成 27 年 3 月現在、区内 66 所です。</p> <p>平成 26 年 4 月から、知的障害者や精神障害者にも対象者は拡大しましたが、知的障害者を対象としたサービス提供事業所は 8 所、精神障害者を対象としたサービス提供事業所は 5 所と、まだ整備が不十分な状態です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>実際にサービス提供できる事業所が増えていくよう、サービス事業所に対し周知を行う必要があります。</p> <p>また、知的障害者や精神障害者の利用に関し、制度の内容や利用方法について周知を進めていく必要があります。</p>					

3 同行援護			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (31)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
		116 人	2,872 時間	123 人	2,971 時間	130 人
現状と課題	<p>視覚障害者を対象とした外出を支援するサービスで、地域生活支援事業の移動支援サービスより、優先して提供されるサービスです。身体介護を伴わない利用者の場合には、簡便な手続きで支給決定が可能のため、利用者が増えていきます。併せて、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険と併給で利用する 65 歳以上の視覚障害者も増えていきます。</p> <p>平成 27 年 3 月現在、区内のサービス提供事業所は 35 所です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>利用者及び関連する事業所に対して制度の周知を進め、事業所の拡大を図っていきます。</p>					



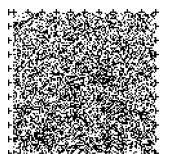
4 行動援護			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
		1 人	136 時間	1 人	136 時間	1 人
現状と課題	<p>重度の行動障害のある方のための外出を支援するサービスですが、サービスの提供内容の制約や報酬等の条件から、よりサービス内容が柔軟な移動支援を代替的に利用する利用者が多く、事業所も少ないことから、利用者の伸び悩みがあります。</p> <p>重度訪問介護の知的障害、精神障害への対象拡大に伴い、対象者は、行動援護を利用しアセスメントを受けてから重度訪問介護を利用する必要が生じましたが、利用拡大には繋がっていません。</p> <p>サービス提供事業所は少なく、平成 27 年 3 月現在、区内 1 所、隣接 6 区 16 所（千代田区 2、港区 2、渋谷区 3、中野区 7、豊島区 2）です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援等の他のサービスと調整を図り、支給決定を行うとともに、事業所の拡大の検討も進めていきます。</p>					

5 重度障害者等包括支援			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
		0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人
現状と課題	<p>サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、重度障害者等包括支援を提供する事業所がほとんどないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護を利用している状況です。サービス提供事業所は、平成 27 年 3 月現在、区内 0 所、隣接 6 区 3 所（港区 1、中野区 2）です。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス対象者に制度の周知を進めながら、今後のサービス利用状況を見守っていきます。また重度障害者等包括支援のサービスの利用が進まない要因を分析しながら、このサービスの必要性の情報収集を行っていきます。</p>					

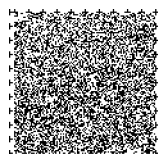


6 生活介護			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (13) (15) (27)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		334 人	20 日	340 人	20 日	344 人
現状と課題	シャロームみなみ風（定員 54 人（施設入所者を含む））が平成 27 年 3 月に開設するまでの間、新宿生活実習所（知的）では定員超過状態が継続し、あゆみの家（身体、知的）では定員いっぱいとなっていました。当面は解消され、いずれの事業所も定員に余裕が出ます。					
サービス提供体制確保の方策	特別支援学校卒業生にとって区内で生活介護を提供する事業所の選択の幅が広がりました。余裕ある定員状況を有効に活用していきます。					
平成 27 年 3 月における区内事業所	区立指定管理施設	区立新宿生活実習所 区立障害者福祉センター（新宿トライ工房） 区立あゆみの家				
	社会福祉法人	新宿けやき園（施設入所支援と併設） シャロームみなみ風（施設入所支援と併設）				

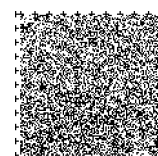
7 自立訓練(機能訓練)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (11) (12) (15) (27)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		6 人	15 日	7 人	15 日	7 人
現状と課題	区内には事業所は 1 所（東京都視覚障害者生活支援センター）のみです。肢体不自由の方のリハビリテーションについては、都外の入所施設併設型事業所の利用が、主なものになっています。					
サービス提供体制確保の方策	区内では、機能訓練の自立訓練事業所については、参入予定はない状態です。区では独自事業として区立障害者福祉センターにおいて、中途障害者の退院後支援を含め、総合的に実施しています。					



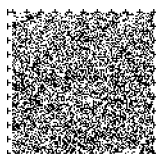
8 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (5) (11) (12) (13) (14) (15) (27)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		60人	15日	66人	15日	72人
【宿泊型自立訓練 利用人数】	15人	28日	15人	28日	15人	28日
現状と課題	区内にも知的障害、精神障害向け事業所が3所設置され、これにより利用者は第3期見込み以上に増えています。					
サービス提供 体制確保の方策	平成27年7月開設予定の障害者生活支援センターでも精神障害を対象として、宿泊型自立訓練(定員10人)と生活訓練(定員20人)を実施予定です。これにより地域移行の促進を図ります。シャロームみなみ風においても主に知的障害者を対象として生活訓練(定員6人)を実施します。当面は、区内に障害種別の事業所の選択肢が揃っている状態になります。					
平成27年3月における区内事業所	社会福祉法人	みのり舎 カレッジ早稲田 シャロームみなみ風(施設入所支援と併設)				
	株式会社	自立支援カレッジチャレンジ				



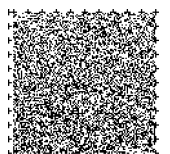
9 就労移行支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(4) (13) (27) (28) (29) (30)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		55人	16日	57人	17日	60人
現状と課題	<p>多様な設置主体による事業所の開設が続き、見込みを上回る利用実績となりました。</p> <p>また、就労継続支援B型事業所の利用希望者で、一般就労経験のない50歳未満で障害年金1級受給者でない方は就労移行支援事業所を一定期間利用し就労に関するアセスメントを受ける必要があります。特別支援学校高等部3年生で卒業後に就労継続支援B型事業所利用を希望する方には、「わーくす ここ・からエール」において、アセスメントを実施しています。</p>					
サービス提供 体制確保の方策	<p>一般就労への移行実績は事業所ごとに差があり、就労に向けた支援や訓練の内容等、サービス内容の質について指導や確認が必要です。</p> <p>一般就労への移行者が2割を超えることという区の数値目標を各事業所に伝達し、適切な事業運営を促していきます。</p>					
平成27年3月に おける区内事業所	公益財団法人	新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から【エール】			3 障害	
	社会福祉法人	就労センター「街」			精神	
		東京ワークショップ 東京都視覚障害者生活支援センター			視覚 視覚	
	一般社団法人	リエンゲージメント			精神	
株式会社	Kaien 新宿			精神		
	ハビトゥス市ヶ谷			精神		
	就労移行支援プラーナ新宿			3 障害		
	SAKURA 新宿センター			3 障害		
		ヒューマングロー高田馬場			3 障害	



10 就労継続支援(A型)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(4) (13) (27) (28) (29)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		33 人	16 日	36 人	16 日	40 人
現状と課題	区内には 2 事業所あり、定員にも余裕があります。					
サービス提供 体制確保の方策	<p>福祉的就労でありながら雇用型事業所で一般就労に比較的近い就労環境の提供を期待されているサービスです。平成 27 年 4 月開設予定の事業所（定員 10 名）があります。</p> <p>区外の事業所に通う区民もいることから、区外の事業所の情報収集・情報提供に努め、今後も推移を見守っていきます。</p>					
平成 27 年 3 月に おける区内事業所	NPO 法人 株式会社	ストローク・サービス あしか			知的・精神 身体・精神	

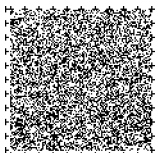


11 就労継続支援(B型)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(4)(13)(15) (27)(28)(29)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		494 人	14 日	499 人	14 日	504 人
現状と課題	<p>基盤整備については区有地活用の民間施設をはじめ、多様な設置主体による事業所の開設・拡充等が相次ぎ、順調に進んでいます。</p> <p>利用希望者で一般就労経験のない50歳未満で障害年金1級受給者でない方は就労移行支援事業所を一定期間利用し就労に関するアセスメントを受ける必要があります。特別支援学校高等部3年生だけでなく、在宅で就労経験のない障害者に対して、制度利用の支援を丁寧に行う必要があります。</p> <p>事業所の利用者については、高齢化や障害の重度化に伴い、作業中心の日中活動から、より緩やかな活動を志向する方など多様化が進みつつあります。</p>					
サービス提供体制確保の方策	従来どおりではない事業所運営や支援内容の工夫が一層求められています。事業者指導の充実により、提供サービス内容の向上につなげます。					
平成27年3月における区内事業所	区立指定管理施設	区立障害者福祉センター【あすなろ作業所】 区立新宿福祉作業所 区立高田馬場福祉作業所				身体的 知的
	社会福祉法人	新宿あした作業所 新宿第二あした作業所 西早稲田あした作業所 オフィスクローバー 新宿西共同作業所ラバンス ファロ 就労センター「風」 就労センター「街」 みのり舎 東京ワークショップ パイオニア シャロームみなみ風				知的 知的 知的 精神 精神 精神 精神 知的・精神 視覚 視覚 知的
	公益財団法人	新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から【スマイル】				3 障害

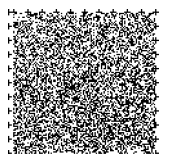


12 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(3)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	25人	25人	25人	
現状と課題	<p>国立病院や重度心身障害児者施設において、重度の心身障害者や ALS 患者等にサービス提供を行っています。</p> <p>重度心身障害児者施設の新規の希望者に対しては、随時相談に乗り、新宿区が窓口となり東京都が入所調整を行っていますが、迅速な対応が出来ない状況もあります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。</p>			

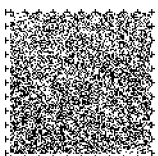
13 短期入所(ショートステイ)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(5) (15) (17) (25)
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用日数	利用者数	平均利用日数	利用者数 平均利用日数
	81人	7日	87人	7日	91人 7日
現状と課題	<p>見込みを上回る利用実績がありました。家族支援としてのレスパイト◆、介護者の入院等のためのミドル利用、入所待機のためのロング利用など、ニーズは多様化しています。レスパイト利用に関する希望が多く寄せられています。今までは、区内の日中活動系事業所併設の短期入所はレスパイトに対応し、中長期間の利用は区外の入所施設併設事業所でないとは困難でした。</p> <p>区内入所施設の開設にともない、利用者・利用日数とも増加する見込みです。</p>				
サービス提供体制確保の方策	<p>シャロームみなみ風で主として知的障害者対応 5 床（うち 1 床緊急対応を含む）、平成 27 年 7 月開設の障害者生活支援センターで精神障害者対応 2 床整備予定です。シャロームみなみ風の開設に伴い、区内でも中長期間の利用が可能になります。</p>				
平成 27 年 3 月における区内事業所	区立指定管理施設	区立障害者福祉センター 区立新宿生活実習所 区立あゆみの家			身体・知的 知的、障害児 身体・知的、障害児
	社会福祉法人	新宿けやき園 シャロームみなみ風			身体 知的



14 共同生活援助(グループホーム◆)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(11) (12) (14)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数
	177人	184人	193人
現状と課題	<p>平成 26 年度からケアホームとグループホームが一元化されています。 区内在住者で保護者の高齢化等による入所希望や、入所施設から地域移行を目指す人の受入先として、グループホームの設置促進が必要ですが、区内のホームはすべて満床です。</p> <p>事業所によって支援内容にばらつきがあります。 平成 26 年度中に精神障害者向け 1 所（定員 5 名）が開設しました。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>設置促進のため、今後も都の補助制度に合わせた支援を継続します。支援内容への助言など事業所への支援体制を強化していきます。</p>		
平成 27 年 3 月 における区内事業所	社会福祉法人	西落合ホーム 中落合あしたホーム ぼけっと、ぱれっと、からふる 落合ハウス、西早稲田ハウス	知的 知的 知的 精神
	NPO法人	笑がおの里渋谷Ⅱ、Ⅲ ここみハウス GHつる ふるさとホーム新宿、ふるさとホーム大久保	知的 精神 精神 精神
	一般社団法人	グループホームねっこや	精神

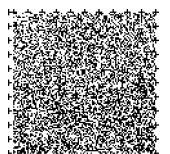


15 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(15)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	212人	210人	208人	
現状と課題	<p>平成 25 年度までの実績では、障害者支援施設入所者の高齢化、重度化が進んでいることもあり、死亡や入院による退所に伴う利用者減少がありました。</p> <p>平成 26 年度末には区内に定員 45 人のシャロームみなみ風が開所しますが、定員の 1.5 倍の利用申し込みがあり、施設入所支援の需要は引き続き高い状況です。今後の新規入所希望に対応するためには、区外施設の活用、入所施設からグループホーム♦への移行支援の確立等が課題となります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>入所による支援を必要とする方のため、障害者支援施設の充実についても適切に対応していきます。</p> <p>在宅から施設での生活へ、施設からグループホームでの生活へ、という施設入所者の地域移行の促進に向けた移行サイクルを構築し、円滑な移行に向けた支援をしていきます。</p>			
平成 27 年 3 月における区内事業所	社会福祉法人	新宿けやき園 シャロームみなみ風	身体 知的、知的・身体重複障害者	

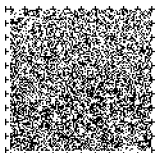


16 計画相談支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)			(1) (11) (12) (15) (25)			
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度			
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成	利用者数	セルフプラン作成		
		509 人	1,139 人	782 人	903 人	846 人	874 人	
現状と課題	報酬体系などの課題も多く、民間事業者の参入が少なく、指定事業所であっても相談の受入体制に限度があり、新規相談者の利用計画作成はあまり進んでいませんでした。一方、事業所でもセルフプランの支援することもあり、セルフプラン作成が大きく伸びました。平成 26 年度に入って、シャロームみなみ風を運営する社会福祉法人や、株式会社等が運営する事業所が開設し事業所数は増加傾向です。利用計画作成数の向上が今後は必要です。							
サービス提供体制確保の方策	<p>利用計画対象者の状況や、参入事業所の障害の専門性等を勘察し、事業所の誘致を検討します。平成 27 年 7 月開設予定の区立障害者生活支援センターでは精神障害者を対象として基本相談を含め計画相談支援を実施します。</p> <p>民間事業所における利用計画作成を支援するため、基幹相談支援センターを軸とし、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、区としての体制づくりを構築していきます。</p>							
平成 27 年 3 月における区内事業所	事業所名	計画相談支援					障害児 相談 支援	主な併設事業
		身体	知的	精神	難病	児童		
	基幹相談支援センター	○	○	○	○	○	○	障害者福祉課
	子ども総合センター					○	○	児童発達支援
	プロキオン	○	○				○	介護保険ケア
	まど風			○				就労継続B型
	ラバンス			○				就労継続B型
	ムツミ会ファロ			○				就労継続B型
	新宿区立あゆみの家	○	○					生活介護
	Kaien 新宿			○		○	○	就労移行支援
	かるがもケア	○	○	○	○			介護保険ケア
	障がい者相談支援センタータオ	○	○	○	○			—
高次脳機能障害◆相談支援 VIVID	○	○	○				—	
あんそれいゆ (シャロームみなみ風に併設)	○	○					施設入所支援	

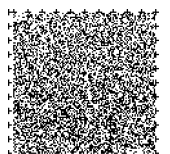
※ 平成 27 年 4 月指定予定事業所：区立障害者福祉センター、TOMO、どまーに



17 地域移行支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(11) (12)				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度					
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数					
		3人	3人	4人				
現状と課題	<p>入院している精神障害者や施設入所している身体・知的障害者が退院、退所して地域移行するためのサービスです。精神障害者のためには従来の都の退院促進事業がありましたが、平成 24 年度に法律上、地域移行支援というサービスとして、国の制度に位置づけられました。</p> <p>地域移行支援事業は、指定一般相談支援事業所が、サービス提供を行うことになりましたが、区内では、平成 27 年 1 月現在の事業所は 1 所にとどまっています。地域移行につながった実績は 4 件です。</p> <p>地域移行支援の対象者が入院・入所している障害者であり、地域移行する際の移行先が、現在入院・入所している地域近郊となる利用者もいて、事業者としては活動範囲が広域となります。区内には長期入院できる精神科入院病床が少なく、入院・入所している障害者の多くは区外や都外にいるため、区内を拠点としたサービス提供が困難な状況があり、区内事業所が増えない要因になっています。</p> <p>入院生活や施設入所からグループホーム◆等在宅生活への移行支援を確立するためには、大きな役割が期待されています。</p>							
サービス提供体制確保の方策	<p>区立障害者生活支援センターでは、自立訓練を行う中で、地域への移行についても支援する予定です。</p> <p>平成 27 年 3 月からはシャロームみなみ風を運営する社会福祉法人が、知的障害者及び身体障害者を対象に計画相談支援と合わせ、地域移行支援事業を実施します。施設入所からグループホーム等、地域での在宅生活へ移行できるよう、支援に取り組む予定です。</p>							
平成 27 年 3 月における区内事業所	事業所名	地域相談支援					計画 相談 支援	主な併設事業
		身体	知的	精神	難病	児童		
	風			○			○	就労継続B型
	あんそれいゆ（シャロームみなみ風に併設）	○	○				○	施設入所支援



18 地域定着支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)			(11) (12)		
年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 29 年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数			利用者数		
		3 人	3 人			3 人	
現状と課題	<p>単身生活を送る障害者が地域で安心して暮らしていくため、24 時間常時の連絡体制の確保及び緊急事態への対応等を行う、平成 24 年度に法律上位置づけられた新しいサービスです。指定一般相談支援事業所が、サービス提供を行うことになりましたが、区内では、平成 27 年 1 月現在の事業所は 1 所にとどまっています。</p> <p>「地域移行支援」により精神科病院から退院後、グループホーム♦を利用することにより「地域定着支援」は利用しない(2名)、転居による終了(1名)などの理由で、地域定着支援は現在まで実績がありません。</p> <p>このサービスについては具体的な支援方法がまだ確立していないため、対応できる事業所が増えない現状があります。</p>						
サービス提供体制確保の方策	<p>区立障害者生活支援センターでは、地域で生活する精神障害者の相談にも対応していきます。一般相談支援事業所と連携し、単身生活する障害者に対して、常時の相談体制を確保し、障害の特性により生じた緊急の事態に対応できるよう体制づくりを進めていきます。</p> <p>平成 27 年 3 月からはシャロームみなみ風を運営する社会福祉法人が、知的障害者及び身体障害者を対象に計画相談支援と合わせ、地域定着支援事業を実施します。施設入所から地域での在宅生活へ移行した方が、安心して地域に定着できるよう、支援に取り組む予定です。</p>						
平成 27 年 3 月における区内事業所	事業所名	地域相談支援				計画 相談 支援	主な併設事業
		身体	知的	精神	難病		
	風			○		○	就労継続B型
	あんそれいゆ(シャロームみなみ風に併設)	○	○			○	施設入所支援



3 「地域生活支援事業」の必要量見込、現状・課題、

サービス提供体制確保の方策

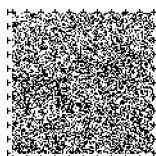
平成 29 年度までの「地域生活支援事業」の必要量の見込及び第 3 期の実績は以下の一覧表のとおりです。

P145 から、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◆第 3 期実績値等（地域生活支援事業）

平成 26 年度推計値は 4 月から 7 月までの数値を基に算出しています。

		平成 24 年度実績		平成 25 年度実績		平成 26 年度 (推計値)	
101 相談支援	実施箇所数	14 所		13 所		13 所	
102 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置					
103 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置					
104 居住サポート	実施箇所数	6 所		5 所		5 所	
105 成年後見制度♦利用支援	年間利用 件数	延 2 件		延 1 件		延 3 件	
106 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)	年間利用 件数	延 793 件		延 988 件		延 1,014 件	
107 意思疎通支援 (要約筆記者♦派遣)	年間利用 件数	延 18 件		延 24 件		延 72 件	
108 意思疎通支援 (区役所手話通訳者設置)	年間利用 件数	延 126 件		延 130 件		延 135 件	
109 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用 件数	延 14 件		延 17 件		延 12 件	
110 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用 件数	延 73 件		延 61 件		延 78 件	
111 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用 件数	延 35 件		延 42 件		延 75 件	
112 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用 件数	延 82 件		延 91 件		延 102 件	
113 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用 件数	延 3,964 件		延 4,068 件		延 4,266 件	
114 住宅改修費	年間利用 件数	延 12 件		延 14 件		延 15 件	
115 移動支援 (個別支援・グループ支援)	提供事業者数 年間利用者 時間数	105 所	延 5,343 人	103 所	延 5,638 人	86 所	延 5,919 人
			延 65,984 時間		延 74,632.5 時間		延 75,993 時間
116 地域活動支援センター♦	実施箇所数 年間利用者数	5 所	延 14,144 人	4 所	延 12,598 人	4 所	延 14,598 人
117 身体障害者福祉ホーム♦	実施箇所数 利用定員	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人

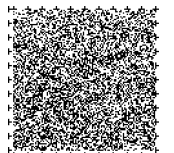


		平成 24 年度実績		平成 25 年度実績		平成 26 年度 (推計値)	
118	精神障害者福祉ホーム◆ 実施個所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
119	日中ショート (日中一時支援) 実施個所数 年間利用者数	7 所	延 207 人	7 所	延 205 人	7 所	延 222 人
120	土曜ケアサポート (日中一時支援) 実施個所数 年間利用者数	1 所	延 242 人	1 所	延 485 人	1 所	延 495 人
121	障害児等タイムケア◆ (日中一時支援) 実施個所数 利用定員	1 所	30 人	1 所	30 人	1 所	30 人
122	生活サポート事業 年間利用 時間数	延 2,979 時間		延 3,192 時間		延 1,898 時間	

◆第 4 期必要量見込 (地域生活支援事業)

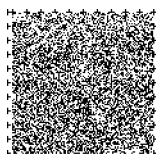
第 3 期実績等とは番号のずれが生じています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
101	理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
102	障害者福祉活動事業助成等 (自発的活動支援事業) 実施の有無	実施	実施	実施
103	相談支援 実施個所数	12 所	12 所	12 所
104	基幹相談支援センター 設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105	障害者自立支援協議会 設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106	居住サポート 実施個所数	5 所	5 所	5 所
107	成年後見制度◆利用支援 年間利用件数	延 3 件	延 3 件	延 4 件
108	意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣) 年間利用件数	延 1,152 件	延 1,246 件	延 1,381 件
109	意思疎通支援事業 (要約筆記者◆派遣) 年間利用件数	延 90 件	延 100 件	延 110 件
110	意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置) 年間利用件数	延 140 件	延 145 件	延 150 件
111	日常生活用具 (介護訓練支援) 年間利用件数	延 13 件	延 14 件	延 15 件
112	日常生活用具 (自立生活支援) 年間利用件数	延 82 件	延 96 件	延 107 件
113	日常生活用具 (在宅療養等支援) 年間利用件数	延 90 件	延 108 件	延 130 件
114	日常生活用具 (情報・意思疎通支援) 年間利用件数	延 114 件	延 127 件	延 142 件
115	日常生活用具 (排泄管理支援) 年間利用件数	延 4,426 件	延 4,616 件	延 4,802 件
116	住宅改修費 年間利用件数	延 17 件	延 18 件	延 20 件
117	意思疎通支援者養成 研修事業 修了見込者数 (登録見込者数)	70 人 (5 人)	70 人 (5 人)	70 人 (5 人)



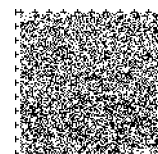
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
118 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 6,230 人		延 6,549 人		延 6,888 人	
		延 81,666 時間		延 85,458 時間		延 90,632 時間	
119 地域活動支援センター◆	実施箇所数 年間利用者数	4 所	延 14,600 人	4 所	延 14,600 人	4 所	延 14,600 人
120 身体障害者福祉ホーム◆	実施箇所数 利用定員	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
121 精神障害者福祉ホーム	実施箇所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
122 巡回入浴	年間回数 実利用者数	740 回	26 人	740 回	26 人	740 回	26 人
123 日中ショート (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	9 所	延 240 人	9 所	延 260 人	10 所	延 282 人
124 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	1 所	延 471 人	1 所	延 481 人	1 所	延 491 人
125 障害児等タイムケア◆ (日中一時支援)	実施箇所数 実利用者数	1 所	96 人	1 所	98 人	1 所	100 人
126 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
127 障害支援区分認定等 事務(介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	32 回	793 件	26 回	448 件	26 回	492 件

※ 障害支援区分認定等事務について、区は地域生活支援事業として位置付けていませんが、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る上で、審査件数等を見込みます。

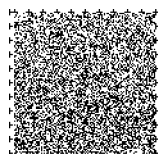


101 理解促進研修・啓発事業	関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(34) (35) (36) (37) (38)
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施
現状と課題	<p>障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、こころのバリアフリー◆を促進するため、障害者週間（12月3日～9日）の時期にあわせて次の啓発事業を開催しています。</p> <p>（1）障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催 （2）障害者作品展の開催 （3）障害への理解を深めるためのイベント （4）障害者福祉啓発パネル展</p> <p>今後も、広報、ホームページ、後援会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の普及啓発活動を一層推進する必要があります。</p>		
これからの取組	より多くの方との交流を図るためにも、障害者福祉施設共同バザールでは民間企業の協力を得て、イベントの内容の充実を図っていきます。		

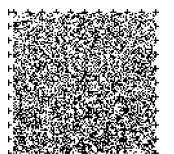
102 障害者福祉活動事業助成等 （自発的活動支援事業）	関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(18) (33) (38)
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施
現状と課題	<p>障害者福祉の増進を図るため、障害者の自立及び社会参加を促進する次の自主活動を援助するため「障害者福祉活動事業助成金事業」として助成金を交付しています。</p> <p>（1）学習事業及び研修事業 （2）調査研究事業 （3）福祉教育事業及び啓発事業 （4）福祉器具及び福祉器材の開発、整備等に関する事業 （5）他の模範となる事業 （6）その他区長が認めた事業</p> <p>年間の助成金の原資が有効かつ効率的に、多くの団体が利用できるような事業運営を進めていく必要があります。</p>		
これからの取組	障害当事者やその家族・支援者等で構成される障害者団体が自主的に取り組む啓発活動等に対し、支援を継続していきます。		



103 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1)(6)(7) (8)(9)(11) (12)(16)(17) (20)(21)(22) (25)(26)
		年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施箇所数		12 所	12 所	12 所
現状と課題		<p>区は、地域生活支援事業の障害者相談支援事業を効果的に進めるため、障害者相談支援窓口として、平成 27 年 1 月現在、障害者福祉課（新宿区基幹相談支援センター）、子ども総合センター、保健予防課、保健センター 4 所、地域活動支援センター 4 所、区立障害者福祉センターの 12 所を指定し、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングや専門機関の紹介等、さまざまな相談に対応しています。</p> <p>また、相談支援窓口の連携強化を図るため、障害者福祉課が主となり、2 か月に 1 回「相談窓口連絡会」開催し、制度の周知や情報交換を行っています。</p> <p>サービス等利用計画 4 を作成する「計画相談支援」が全国一律で実施すべきサービスに法律上位置づけられたことに伴い、相談支援窓口ではない、指定特定相談支援事業所も増えてきています。相談窓口連絡会にはオブザーバーとして参加する事業所も出てきました。</p> <p>今後は、区の相談支援窓口が行う障害者相談支援と、計画相談支援事業を担う指定特定相談支援事業所が行う「基本相談」との関係性と、区における相談支援のあり方の整理が課題です。</p>		
サービス提供体制確保の方策		<p>区が実施すべき相談支援事業と、指定特定相談支援事業所（計画相談支援と基本相談支援を実施）及び指定一般相談支援事業所（地域相談支援と基本相談支援を実施）が行うべき基本相談のあり方も含め、現在実施している区の相談支援窓口の業務を整理していきます。区における相談支援の役割分担や事業所間の連携強化を進め、利用者のサービス向上につながる相談支援ネットワークの構築を図ります。</p>		

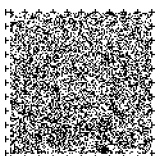


104 基幹相談支援センター	関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)			(1) (2) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (16) (17) (20) (21) (22)
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
設置の有無	平成 24 年 4 月設置			
機能強化事業の 実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>平成 24 年 4 月から、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを、同年 10 月からは障害者虐待防止センターの機能を障害者福祉課内に設置しました。</p> <p>サービス等利用計画♦の作成は、平成 24 年度 19 件、平成 25 年度 53 件、平成 27 年 1 月現在 98 件です（年度末に作成した件数は、翌年度の実績に反映されるため、P127 の第 3 期実績の数値と齟齬があります）。セルフプランについてはサービスの利用申請の段階で、サービス等利用計画と同等の位置づけであることや本人・家族が作成する場合の留意点などを伝えて作成支援をしています。</p> <p>障害者虐待防止センターとしては、平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月までの通報・届出件数は、養護者による障害者虐待が 6 件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が 1 件、使用者（就労先の雇用主等）による障害者虐待が 1 件となっています。障害者の虐待の相談等に対応する体制を整備していくことが課題です。</p>			
これからの取組	<p>サービス等利用計画に関し、基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した計画作成が出来るよう、ケアマネジメント♦能力の向上に努めていきます。</p> <p>基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）が中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。</p>			



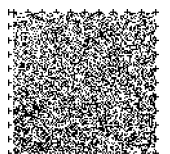
105 障害者自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (2) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (17) (28)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
設置の有無	平成 19 年 3 月設置			
現状と課題	<p>障害者自立支援協議会では、障害当事者をはじめ就労、権利擁護、教育等の関係機関の職員を委員とし、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議を行っています。また、ヘルプカードや社会資源マップなどの作成、地域の支援者も交え虐待に関する研修会など活発な活動を行っています。</p> <p>今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備について検討を重ねていく必要があります。</p>			
これからの取組	<p>障害者自立支援協議会では、専門的な見地から障害者等への支援体制を検討するため、相談支援部会、権利擁護部会を設けています。各部会では相談、虐待事例の検証を通じて、地域における障害者への支援や連携のあり方について検討していきます。</p> <p>また、障害福祉計画を策定する過程では障害者自立支援協議会の意見を聴いた上で取り組んでいきます。</p>			

106 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (11) (12) (14) (41)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実施箇所数	5 所	5 所	5 所	
現状と課題	<p>居住サポートは現在、区立障害者福祉センター、地域活動支援センター◆「まど」、「ラバンス」、「ファロ」、「風」において実施しています。障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の入居支援・同行支援については「地域移行支援」として個別給付化されました。居住サポートでは、個別給付の対象とならない方に関しての支援を行います。</p> <p>平成 25 年度の相談実績は、5 所合計で 143 件でした。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>「地域移行支援」「地域定着支援」によるサポートを組み合わせることにより、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していけるような支援体制を目指していきます。</p>			



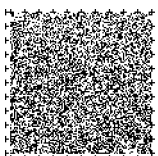
107 成年後見制度◆利用支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (16) (17)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 3 件	延 3 件	延 4 件	
現状と課題	平成 23 年度には知的障害者 2 件、精神障害者 1 件、平成 24 年度には知的障害者 1 件、精神障害者 1 件、平成 25 年度には精神障害者 1 件の区長申し立てがあり、費用を助成しました。			
サービス提供 体制確保の方策	<p>区は成年後見制度の利用に関する総合的な相談等を新宿区社会福祉協議会に委託し実施しています。成年後見センターでの相談件数は、認知症高齢者と合わせて平成 23 年度は 1,932 件、平成 24 年度は 2,209 件、平成 25 年度は 2,582 件と、年々増加する傾向にあります。障害者の区長申し立て件数も、今後の増加が見込まれます。</p> <p>障害者自立支援法◆の改正により、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業の必須事業に位置付けられています。また、市民後見人養成事業は区が実施する事業となり、成年後見センターに委託し実施していません。</p>			

108 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (31) (39)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 1,152 件	延 1,246 件	延 1,381 件	
現状と課題	日常生活で手話通訳が必要な区内に住所を有する聴覚障害者等に対し、手話通訳者を派遣する事業を東京手話通訳等派遣センターに委託し実施しています。			
サービス提供 体制確保の方策	障害者総合支援法◆において、意思疎通支援を行う者の養成が地域生活支援事業に追加されています。障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組をしていきます。(P152 の 117 意思疎通支援者養成研修事業参照)			

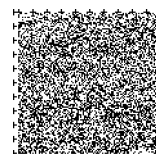


109 意思疎通支援事業 (要約筆記者◆派遣)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (31) (39)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 90 件	延 100 件	延 110 件
現状と課題	利用登録者数が平成 25 年度 5 人と、手話通訳利用登録人数 (95 人) と比べ少人数です。要約筆記について知らない人も多いことから、周知を図ることが課題です。		
サービス提供 体制確保の方策	手話ではなく要約筆記を望む聴覚障害者等に対し、要約筆記者を派遣する事業を、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。		

110 意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (31) (39)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 140 件	延 145 件	延 150 件
現状と課題	区役所に手話通訳者を週 2 日配置して、聴覚障害者の相談への利便を図っています。利用者は見込み量に至っていません。		
サービス提供 体制確保の方策	平成 22 年度に設置回数を 1 回から 2 回へ増やしていますが、実績が上がっていない状況があり、周知広報を一層工夫していきます。		

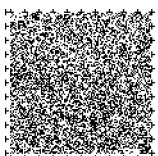


111 日常生活用具(介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 13 件	延 14 件	延 15 件
112 日常生活用具(自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 82 件	延 96 件	延 107 件
113 日常生活用具(在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (3)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 90 件	延 108 件	延 130 件
114 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (31) (39)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 114 件	延 127 件	延 142 件
115 日常生活用具(排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 4,426 件	延 4,616 件	延 4,802 件
現状と課題	<p>障害者福祉の手引への掲載や広報掲載とホームページを主に日常生活用具に関する周知を行っています。また、平成 25 年度より、年 1 回社会福祉協議会内の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにおいて、日常生活用具展示会を開催し、視覚障害者・聴覚障害者が用具に実際に触れる機会を設けています。</p> <p>平成 26 年度には障害者自身がわかりやすい、イラスト入りのガイドブックを発行しました。</p> <p>対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、毎年見直しを求められています。</p>		
サービス提供 体制確保の方策	<p>日進月歩で進化する用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。</p>		



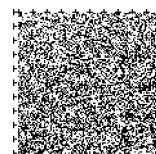
116 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (14)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス見込量 (年間利用件数)	延 17 件	延 18 件	延 20 件
現状と課題	<p>住宅改修については、効果的な改修が行われるように必ず家庭訪問しています。また、改修の事前と事後に確認調査を実施し、適正な給付を行うことを努めています。</p> <p>介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、適切な制度利用を進めています。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>65 歳年齢到達や特定疾病の介護保険利用者については、必要に応じて、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、関係機関への引継を行います。</p> <p>現行品目の基準額について、必要に応じて見直しを検討します。</p>		

117 意思疎通支援者養成研修事業		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)	(2) (31) (39)
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話講習会 修了見込者数 (登録見込者数)	70 人 (5 人)	70 人 (5 人)	70 人 (5 人)
現状と課題	<p>区立障害者福祉センターにおいて、手話講習会を、区内在住・在勤・在学の方を対象に、初級・中級・上級・通訳コースを設けて実施しています。</p> <p>通訳コースレベル、もしくは通訳コース修了程度の技術を持ち、終了後、区手話通訳者選考試験を受ける方を対象とした補講クラスも開設しています。</p> <p>通訳コース修了者の試験合格率を向上させていく必要があります。</p>		
サービス提供体制確保の方策	<p>これからも新宿区で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、試験の合格率の向上が図られるよう効果的な講習会を運営していきます。</p>		



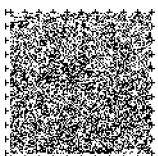
118 移動支援(個別支援・グループ支援)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (31)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (年間総数)	年間利用 者数	延利用 時間数	年間利用 者数	延利用 時間数	年間利用 者数	延利用 時間数
		延6,230人	延 81,666 時間	延6,549人	延 85,458 時間	延6,888人
現状と課題	移動支援利用実績は計画見込み量を上回っています。 通学・施設通所の送迎といったニーズへの対応に加え、通級指導学級を利用する子どもの送迎利用の増加も一因となっています。					
サービス提供 体制確保の 方策	今後も、通学・施設通所送迎、通級指導学級送迎の利用はさらに増加することが見込まれます。個別的な事情を勘案し、適切な支給決定を行っていきます。					

119 地域活動支援センター◆			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2) (12) (13)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施 箇所	延利用者数	実施 箇所	延利用者数	実施 箇所	延利用者数
		4 所	延 14,600 人	4 所	延 14,600 人	4 所
現状と課題	精神障害者を対象とした地域活動支援センターは区内に4所あります。 平成 26 年度についてはほぼ定員いっぱいの利用がされています。					
サービス提供 体制確保の方策	身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センター等、障害特性に応じた施設整備の検討が必要です。					



120 身体障害者福祉ホーム◆			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(11) (14)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員
		3 所	21 人	3 所	21 人	3 所
現状と課題	区内の身体障害者の福祉ホームはいずれも定員に達しています。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間で調整しています。					
サービス提供体制確保の方策	<p>福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っています。区内は2所20名（あじさいホーム、ひまわりホーム）の利用を見込んでおり、今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行っていきます。</p> <p>身体障害者もグループホーム◆利用対象となったことから、グループホームの整備も期待されています。</p>					

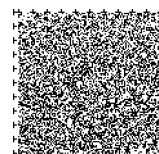
121 精神障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(12) (14)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員	実施箇所	利用定員
		1 所	8 人	1 所	8 人	1 所
現状と課題	精神障害者の福祉ホームは、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行の推進のための役割が期待されています。					
サービス提供体制確保の方策	福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っています。1所8名（諏訪ハウス）の利用を見込んでおり、今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し補助を行っていきます。					



122 巡回入浴			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数
		740回	26人	740回	26人	740回
現状と課題	委託業者が、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護職員 1 名以上、介護職員 2 名以上で入浴サービスを実施します。					
サービス提供体制確保の方策	サービス提供事業者を 3 年間の複数年契約を行うことで、利用者と事業者の顔の見える関係をつくり、きめの細かいサービス提供を実施しています。また、毎年利用者アンケートで満足度の測定を行い、よりよりサービス提供体制を目指します。					

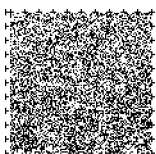
123 日中ショート(日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(5) (25)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
		9所	延 240人	9所	延 260人	10所
現状と課題	日中ショートステイは一時預かりとして、介護者のレスパイト♦に大きく寄与しています。しかし、区立の小規模な短期入所施設を活用しているため、利用できる人数が少なく需要にこたえきれていません。					
サービス提供体制確保の方策	ニーズの高い事業であるが、実施施設の増が見込めず、今後の充実策は検討していく必要があります。					

124 土曜ケアサポート(日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(5) (25)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
		1所	延 471人	1所	延 481人	1所
現状と課題	土曜ケアサポートはあゆみの家において、実施しています。重度者へも対応しています。					
サービス提供体制確保の方策	医療的ケアの実施を含め、当面、利用者の安全を考慮して運用していきます。					

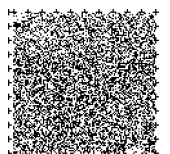


125 障害児等タイムケア◆ (日中一時支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(5) (24) (25)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
サービス見込量 (実利用者数)	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所
	1 所	96 人	1 所	98 人	1 所
現状と課題	現在サービス提供を行っている事業所「まいペース」では、1 日定員数 30 名うち 1 日あたり概ね 5 名の肢体不自由児を受け入れています。登録している実利用者数 96 名で、日々定員いっぱいの利用があります。				
サービス提供 体制確保の方策	ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業所への支援を行っていきます。				

126 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(15) (17)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
床数	1 床		1 床		1 床
現状と課題	平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法◆において、区市町村は障害者を一時的に保護するための居室を確保する措置を講ずるものとされています。これを受け、平成 27 年 3 月開設の「シャロームみなみ風」の短期入所居室 5 名分のうち 1 名分を区が確保し、緊急時に保護を行うことで、障害者の安全確保を最優先にした支援を行います。 課題としては、虐待を受けた障害者の他に、区内の短期入所施設の定員枠では対応できない入所希望者がいる場合、緊急度に応じて受入の調整をするにあたっての基準を明確にする必要があります。				
これからの取組	緊急利用の実態を把握しながら、より適切な利用方法を検討していきます。				



127 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(2)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
年間回数・件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数
	32 回	793 件	26 回	448 件	26 回	492 件
現状と課題	<p>新宿区は条例により介護給付費等認定審査会を設置・運営し、障害支援区分に係る審査判定を行うとともに、介護給付費支給の要否決定に当たり審査会の意見を聴いています。</p> <p>審査判定や支給の要否決定に関する意見には中立性・公正性が求められます。</p>					
これからの取組	<p>区は引き続き、障害に関する専門知識や経験を有する審査委員による合議で、中立性・公平性を確保します。</p>					



4 「障害児支援」の必要量見込、現状・課題、 サービス提供体制確保の方策

平成 29 年度までの「障害児支援」の必要量の見込及び第 3 期の実績は以下の一覧表のとおりです。

P 159 から、各サービスの必要量の見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◆第 3 期実績値等（障害児支援）

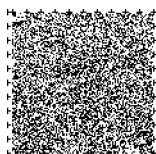
平成 26 年度推計値は 5 月の数値を基に算出しています。

	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (推計値)
1 児童発達支援	187 人×3.8 日	215 人×3.8 日	187 人×3.4 日
2 医療型児童発達支援	14 人×6.1 日	0 人	0 人
3 放課後等デイサービス	58 人×3.9 日	63 人×4.7 日	59 人×5.6 日
4 障害児相談支援	0 人	1 人	1 人

◆第 4 期必要量見込（障害児支援）

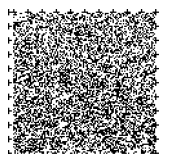
第 3 期実績等とは番号のずれが生じています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 児童発達支援	206 人×4 日	226 人×4 日	249 人×5 日
2 医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
3 放課後等デイサービス	65 人×7 日	71 人×8 日	79 人×10 日
4 保育所等訪問支援	—	—	—
5 障害児相談支援	11 人	23 人	34 人
【セルフプラン】	【409 人】	【427 人】	【446 人】



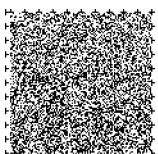
1 児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (5) (20) (21) (22) (25)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		206人	4日	226人	4日	249人
現状と課題	区内外で事業所の整備が進んでおり、療育内容の専門性や発達支援プログラムが多様化しています。区外の事業所を利用する子どももいます。区立事業所(1所)については、定員に近い状態です。					
サービス提供 体制確保の方策	新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めています。					
平成27年3月 における区内事業所	区立	子ども総合センター		児童発達、放課後等デイ		
	株式会社	TEENS 新宿		児童発達、放課後等デイ		
	NPO法人	ベアーズキッズ ADDS		児童発達、放課後等デイ 児童発達		

2 医療型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (5) (20) (21) (22) (25)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		0人	0日	0人	0日	0人
現状と課題	現在区内に事業所はありません。医療型でない児童発達支援においても医療的ケアの必要な子どもの支援を提供することで、サービスの補完をしています。					
サービス提供 体制確保の方策	専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられず、区内に事業所開設の目途は現状ではありません。					

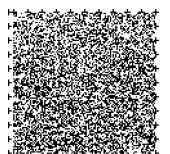


3 放課後等デイサービス			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(1) (5) (13) (24) (25)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		65人	7日	71人	8日	79人
現状と課題	区内外とも民間事業所が多く参入してきているため、数値的にはほぼ充足していると思われませんが、事業所によっては内容・サービスの質に差異がみられます。					
サービス提供体制確保の方策	日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業◆、日中ショートステイ事業等）や放課後子ども広場事業といった、他のサービスとの利用調整が必要です。利用者の状況、事業所の状況などを勘案し、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めています。					
平成 27 年 3 月における区内事業所	区立	子ども総合センター			児童発達、放課後等デイ	
	株式会社	TEENS 新宿			児童発達、放課後等デイ	
		テラコヤキッズ新宿本教室 スポーツひろばプレイス高田馬場教室			児童発達、放課後等デイ 放課後等デイ	
	合同会社	ケアステップ新宿			放課後等デイ	
NPO法人	にこにこルームベリタス ヘアーズ			放課後等デイ 児童発達、放課後等デイ		

4 保育所等訪問支援			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)		(21) (22) (25)	
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数	利用児童数	平均利用 日数
		—	—	—	—	—
現状と課題	保育園、子ども園、幼稚園等に通園している障害のある子どもに対し、個別に支援する事業ですが、今は区内の事業所がありません。区では、この事業とは別に専門家による保育園等への巡回相談を実施し、保育・教育内容の向上を図っています。					
サービス提供体制確保の方策	一定の需要が見込まれるため、今後、提供体制について検討していきます。					



5 障害児相談支援			関連する「障害者計画」個別施策 (P37 個別施策番号)			(1)(20)(21) (22)(25)(26)		
年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度			
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	セルフプ ラン作成	利用者数	セルフプ ラン作成	利用者数	セルフプ ラン作成		
		11 人	409 人	23 人	427 人	34 人	446 人	
現状と課題	<p>児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する児童のための障害児支援利用計画については、平成 25 年度からセルフプランの支援が始まりました。平成 26 年度は普及が進み、新規利用の保護者の多くが子ども総合センター等の支援のもとセルフプランを作成しています。</p>							
サービス提供体制確保の方策	<p>民間の参入もありますが、子どもの保護者により、利用サービスを見極め、セルフプランを作成することが主流になっています。</p>							
平成 27 年 3 月における区内事業所	事業所名	計画相談支援					障害児 相談 支援	主な併設事業
		身体	知的	精神	難病	児童		
	基幹相談支援センター	○	○	○	○	○	○	障害者福祉課
	子ども総合センター					○	○	児童発達支援
	プロキオン	○	○				○	介護保険ケアマネ
Kaien 新宿			○		○	○	放課後等デイ	



第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

1 法律に基づく費用負担の考え方

平成 18 年の障害者自立支援法[◆]の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

後に、利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担、実費負担それぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられました。平成 22 年 4 月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法[◆]でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

障害福祉サービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の4区分があり、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスも同様です。

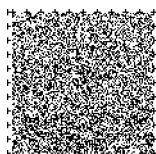
区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得割16万円未満ただし18歳未満及び20歳未満の施設入所者は所得割28万円未満）	9,300円 ----- 18歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム[◆]利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上（ただし、施設入所している場合は20歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」です。18歳未満の児童は「住民基本台帳の世帯」です。

この他にも、入所施設利用者の補足給付、生活保護移行防止などの軽減措置があります。

また、補装具費の負担上限を算定するときの所得区分も、障害のある方と配偶者のみの所得で判断されます。



区市町村民税課税世帯で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合及び補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス等給付費として申請により後から支給されます。障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払い方式になります)。また、就学前の児童で第2子または第3子が障害児通所支援を利用している場合、利用者負担が軽減される場合があります。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされています。

新宿区での地域生活支援事業の利用者負担は、自立支援給付の利用者負担の考え方に準じ、相談支援事業等の利用者負担になじまない事業を除き、利用者負担が生じる場合は10%の定率負担を求める仕組みとし、利用者の負担上限月額についても自立支援給付と同額としています。

2 新宿区における利用者負担の軽減措置

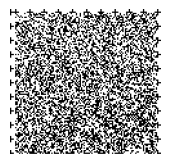
(1) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した負担上限月額

障害者総合支援法[◆]による仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者を総合的に支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部(移動支援・日中一時支援)を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。

(2) 定率負担等の軽減について

区は、社会情勢を勘案し、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、国の制度と併せて一部のサービスを除いて負担軽減策を、第3期の計画期間まで実施してきました。具体的には、次ページの表にあるように、障害福祉サービス、補装具費、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にして、福祉ホーム[◆]や地域活動支援センター[◆]については、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施しています。

区は、障害者総合支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第4期の計画期間についても、区独自の負担軽減策を引き続き講じていきます。



利用者負担の区独自軽減実施一覧（～平成 30 年 3 月末）

自立支援給付及び地域生活支援事業（一部を除く）の利用者負担率

	サービスの種類			利用者負担率		軽減期限 ～H30.3	
				平成 27～29 年度			
				非課税世帯	課税世帯		
国が給付率を定めている	自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	無料 (国制度)	3%	○
				重度訪問介護		3%	○
				行動援護		3%	○
				同行援護		3%	○
				重度障害者等包括支援		3%	○
				短期入所(ショートステイ)		3%	○
				療養介護		10%	△
				生活介護		3%	○
				施設入所支援		10%	△
				訓練等給付		自立訓練	3%
	就労継続支援	3%	○				
	就労移行支援	無料	○				
	共同生活援助(グループホーム◆)	10%	△				
	計画相談支援給付		サービス利用支援	負担なし	負担なし	△	
			継続サービス利用支援	負担なし	負担なし	△	
地域相談支援給付		地域移行支援	負担なし	負担なし	△		
		地域定着支援	負担なし	負担なし	△		
		補装具	無料(国制度)	3%	○		

※ 補装具費の給付対象として「区市町村民税所得割 46 万円以上の世帯」を含めると共に負担軽減の対象とする。

新宿区が給付率を定めている	地域生活支援事業	日常生活用具	無料	3%	○	
		移動支援		3%	○	
		日中一時支援		3%	○	
		身体障害者福祉ホーム◆		無料	○	
		精神障害者福祉ホーム		無料	○	
		地域活動支援センター◆		無料	○	
		意思疎通支援		負担なし	負担なし	△
		相談支援		負担なし	負担なし	△

児童福祉法による障害児支援給付事業

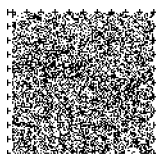
	サービスの種類			(利用者負担率)		軽減期限 ～H30.3
				平成 27～29 年度		
				非課税世帯	課税世帯	
国が給付率を定めている	障害児通所給付	障害児通所支援	児童発達支援	無料 (国制度)	3%	○
			医療型児童発達支援			○
			放課後等デイサービス			○
			保育所等訪問支援			○
	障害児相談支援		障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	△
			継続障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	△

国制度

新宿区独自負担軽減策

・非課税世帯 = 区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

・課税世帯 = 区市町村民税課税世帯



第6章 計画の評価と見直し

1 PDCAサイクルによる評価と見直し

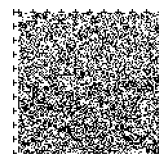
障害者総合支援法[◆]においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。



◆障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス

基本指針

障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する必要量の見込の提示。

計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他の確保方策等を定める。

実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価(Check)

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

中間評価の際には、新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。

改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、障害福祉計画の見直し等を実施。

